

社長のための勉強

平成 30 年 12 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

「未払残業代」の取扱い

昨今、弁護士事務所が従業員や退職者から未払残業代請求を請け負う広告をよく見かけます。交渉・労働審判・裁判という解決手段の結果、最終的に会社が「未払残業代」や「解決金」を支払った場合、税務上はその名目に関係なく「賞与（給与）」と認識されます。

具体的には、「一時金」として支給する場合には「賞与」、「過去分の給与」として支給する場合には「給与」となり取扱いが異なります。実務上は処理が簡便な「一時金」として支給するケースが多いようです。

支給方法による税金等の取扱い

	「一時金」処理	「過去分の給与」処理
法人税	当期の損金に算入	当期の損金に算入
所得税	当期の賞与として源泉徴収が必要	過去の給与として年末調整のやり直しが必要
社会保険	賞与として保険料を徴収	給与として保険料を徴収 過去の 4～6 月に対応するなら算定基礎届の再提出も必要



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください